

議案第 17 号

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則を制定することについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、東広島市高屋情報ラウンジの管理運営規則について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 制定の内容

別紙のとおり。

3 施行期日

条例の施行の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 42 号）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営に関し必

要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市立図書館設置及び管理条例（平成２７年条例第４３号）

第１５条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和 6 年東広島市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用の許可の申請)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者は、施設等を使用する日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。この項において同じ。）の 6 か月前の日の属する月の初日から当該施設等を使用する日の 7 日前までに東広島市高屋情報ラウンジ使用許可申請書を教育委員会（高屋情報ラウンジの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 高屋情報ラウンジは、引き続き 2 日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第 4 条 教育委員会は、条例第 8 条第 1 項前段の許可をしたときは、前条第 1 項の

規定による申請をした者に対し、東広島市高屋情報ラウンジ使用許可書（次項並びに次条第1項及び第3項において「許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 使用者は、施設等を使用しようとするときは、許可書を職員に提示しなければならない。

（使用の許可の変更又は取消し）

第5条 条例第8条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする者は、直ちに、東広島市高屋情報ラウンジ使用変更許可申請書に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その変更を許可したときは、東広島市高屋情報ラウンジ使用変更許可書（次項において「変更許可書」という。）を当該申請をしたものに交付するものとする。

- 3 使用者は施設等の使用を取りやめようとするときは、東広島市高屋情報ラウンジ使用許可取消願に許可書又は変更許可書を添えて、その旨を教育委員会に提出しなければならない。

（施設等の損傷等）

第6条 使用者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に提出しなければならない。

（教育長への委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。